



宮 崎 県 公 報

平成26年 4 月21日 (月曜日) 第 2583 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託…………… (こども家庭課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明
について…………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始…………… (“) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 2
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧 (2 件) …… (都市計画課) 2
- 公安委員会公告**
- 警備員等の検定の実施について…………… 3
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
分の1の数…………… 3
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
の1の数…………… 4

告 示

宮崎県告示第 287号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
母子寡婦福祉 資金償還金	地銀ネットワークサー ビス株式会社 国分グローサーズチェ ーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストアイ ースト 株式会社サークルKサ ンクス 株式会社しんきん情報 サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セイコーマー ト 株式会社セーブオン 株式会社セブンイレ ブン・ジャパン 山崎製パン株式会社 株式会社ファミリーマ ート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 株式会社ローソン	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで

宮崎県告示第 288号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成25年農林水産省告示第 2824号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する小林市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

小林市役所

下津佐邦男、岩崎勝、宮原正雄、窪田英二、高佐ヒガ、山口本治、上田恒久、池田政和、中屋敷ムツ、中屋敷久雄、田上堅太郎、日本製紙株式会社、八重尾シミ子、八重尾一二、八重尾英儀、八重尾初夫、八重尾通秋、富山浩二、福海源市、北田次雄、牧信雄、牧末則、木場佳夫、野邊治男、有限会社霧島牧場、鶴野シツエ、鶴野秀光

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2824号によること。

宮崎県告示第 289号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 4 月21日から平成26年 5 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高	日南市大字	旧	14.6~	159.0

	岡線	松永字松中 165番2地 先から同市 同大字同字 139番1地 先まで	新	16.0	159.0
				14.6～ 16.0	
				12.3～ 15.3	

宮崎県告示第 290号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 4 月21日から平成26年 5 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	日南市大字 松永字松中 165番2地 先から同市 同大字同字 139番1地 先まで	平成26年 4 月21日

宮崎県告示第 291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
椎 葉 村	小河内川 3	09- 430- 1 - 034	土 石 流
	岩屋戸谷川	09- 430- 1 - 035	土 石 流
	小 河 内 川	09- 430- 1 - 036	土 石 流
	蟬 尾 谷 川	09- 430- 1 - 037	土 石 流
	ずり口谷川	09- 430- 1 - 038	土 石 流
	小河内川 1	09- 430- 1 - 039	土 石 流
	蟬尾谷川 2	09- 430- 1 - 040	土 石 流

小河内川 2	09- 430- 1 - 041	土 石 流
川の口谷川	09- 430- 2 - 010	土 石 流
小河内川 4	09- 430- 2 - 051	土 石 流
小 河 内	I - 1 - 2130	急傾斜地の崩壊
小河内-新 ①	I - 1 - 2130-新①	急傾斜地の崩壊
小河内-新 ②	I - 1 - 2130-新②	急傾斜地の崩壊
小河内- 1	II - 1 - 7278	急傾斜地の崩壊
小河内- 1 -新①	II - 1 - 7278-新①	急傾斜地の崩壊
川の口- 1	II - 1 - 7321	急傾斜地の崩壊
川の口- 2	II - 1 - 7322	急傾斜地の崩壊
川の口- 2 -新①	II - 1 - 7322-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、吉野方地区県営土地改良事業（日南市、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成26年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成26年 4 月21日から平成26年 5 月22日まで
- 縦覧場所
日南市役所農村整備課内

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称
都城市
- 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路

3・4・56号 五十市通線
3・6・53号 菖蒲原通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称
都城市

2 都市計画の種類及び名称

高崎都市計画道路

3・4・3号 新町通線

3・6・9号 鎌田前通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第5号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成26年4月21日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
交通誘導警備	2級	平成26年7月23日(水)午前9時30分から午後5時までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成26年6月9日(月)から6月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40

万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成26年 4 月12日現在次のとおりである。

平成26年 4 月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,499人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,619人

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成26年 4 月12日現在次のとおりである。

平成26年 4 月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区 16,089人

西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区 9,267人